

**クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
登録（届出）期間と受付期間の最終期限について**

令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算で実施しているクリーンエネルギー自動車導入促進補助金につきまして、下記のとおり、登録（届出）期間と受付期間の最終期限をお知らせいたします。

**補助対象となる初度登録（届出）期間：令和6年2月1日まで
交付申請書の受付期間：令和6年2月13日まで（必着）**

※申請書は事務局への到着日で先着順の受付となり、令和6年2月13日より前に予算額に達した場合は、予算額に達した日の前日（営業日）をもって申請受付は終了となります。予算残高・申請受付終了見込みを定期的にお知らせいたしますので、本 HP をご確認ください。

※申請受付終了日より前に申請書が到着している場合でも、添付書類不足等の不備があり（例：ローン契約にもかかわらずローン契約書の写し未添付）、その不備が解消されない場合、補助金を交付することができません。添付書類を全て揃えての補助金申請にご協力願います。特に、申請受付終了直前の申請では、不備解消の期間が短くなりますので、ご注意願います。